独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アイドマ・ホールディングス コード 737								
提出日		2024/12/2	異動(予定)日		2024/12/1				
独立役員届出書の 提出理由 独立役員(社外取締役)シムウソク氏の辞任のため。									
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)									異動内容	本人の 同意			
				а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	該当なし	共動的台	同意
1	小林 靖弘	社外取締役	0												0		有
3	若林 稔	社外監査役	0												0		有
4	本多 基記	社外監査役	0												0		有
5	岡本 和巳	社外監査役	0												0		有

独立役員の屋性・選任理由の説明

<u>J.</u>	<u>独立役員の属性・選任理田の説明</u>							
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)						
1	該当事項はありません。	上場企業等で経営に携わってきた豊富な経験を有し、投資家保護、株主利益の確保の 観点から適任であると判断いたしました。 また、当社の普通株式9,600株を小林氏の資産管理会社により間接的に保有しており ますが、それ以外に当社との間には特別な利害関係はなく、独立性が確保されている ことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定してお ります。						
3	該当事項はありません。	他社での監査経験から当社経営に関して中立的な立場からの助言、偏りのない経営の 監督・監視を行うために適任であると判断いたしました。 また、当社の普通株式9,600株を保有しておりますが、それ以外に当社との間には特別な利害関係はなく、独立性が確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。						
4	該当事項はありません。	弁護士であり法律の専門家の観点から、当社経営に関して中立的な立場からの助言、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断いたしました。当社と同氏との間に人的・資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、独立性が確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。						
5	該当事項はありません。	公認会計士であり会計の専門家の観点から、当社経営に関して中立的な立場からの助言、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断いたしました。 当社と同氏との間に人的・資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、独立性が確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。						

補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目
 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 c. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 e. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g. 上場会社から役員和酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載している場合は「△」を表示してください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a~ lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。